

不当労働行為救済申立書

令和〇年〇月〇日

神奈川県労働委員会会長殿

申立人 横浜市中区日本大通 1
〇〇労働組合
執行委員長 〇〇〇〇

申立人 川崎市川崎区川崎 1-1
△△△△

被申立人 横浜市中区日本大通 1
神奈川〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

被申立人の行為は、労働組合法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に該当する不当労働行為であるので、次のとおり申し立てます。

1 請求する救済内容 ※ 1

- (1) 被申立人は、現在の経営内容では組合の要求は受け入れられないことを理由として、申立人組合が申し入れた令和〇年度の年末一時金に関する団体交渉を拒否してはならない。
- (2) 被申立人は、その職制を介して申立人組合の組合員に対し組合脱退を勧奨して、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- (3) 被申立人は、申立人△△△△に対する令和〇年 12 月 24 日付け配置転換命令がなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させなければならない。

2 不当労働行為を構成する具体的事実 ※ 2**(1) 当事者**

ア 被申立人神奈川〇〇株式会社（以下「会社」という。）は、〇〇〇の製造販売を業とする株式会社であり、肩書地に本社及び工場を置き、札幌市及び福岡市に営業所を有しており、その従業員数は 200 名である。

イ 申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）は、会社の従業員が結成している労働組合であり、その組合員数は、現在 120 名である。

申立人△△△△は、会社営業課員であり、また、組合の書記長である。

(2) 団体交渉の拒否 ※ 3

組合は、会社に対し、〇年 12 月 1 日、年末一時金一人平均 3.5 か月分要求について団体交渉を申し入れ（甲第 1 号証）、その後、同月 3 日及び 5 日に口頭をもって交渉を要望した。これに対し、会社は、現在の経営状態では組合の要求は受け入れられないので交渉しても無駄であるとして、団体交渉を拒否し（甲第 2 号証）、現在に至っている。

(3) 組合脱退勧奨

組合は、12 月 12 日、この事態を打開するため同月 15 日に 8 時間ストライキに突入する旨を会社に通告し（甲第 3 号証）、予定どおりこれを実施した。

組合のストライキの 2 日前の 12 月 13 日、会社の〇〇常務取締役は、A 会議室に課長補佐以上の幹部社

員を集め、「このままでは、組合により会社が潰されてしまう。組合の力を弱めるために、部下の社員に対し、組合からの脱退を呼び掛けてもらいたい。」と指示した。

これを受け、製造課の〇〇〇課長補佐は、翌日の午後7時、同課の中堅課員である〇〇組合員をその自宅に訪ね、「会社を守るために、組合から抜けなさい。」と勧めた。さらに、同補佐は、電話により組合員である課員3名に対し、同様のことを話した。

(4) 組合書記長の配置転換

組合のストライキ実施後の12月20日、会社は、本社営業課の△△△△に対し、12月24日付けの福岡営業所への配置転換を命じた（甲第4号証）。

同人は、組合書記長として組合の中心となって活動してきた者であり、本社を離れて福岡へ行くことは、同人の生活及び組合活動に支障が生じるとともに、組合運営にとっても多大な支障が生じることとなる。会社はこのことをねらって、同人に配転を命じたものである。

(5) 結論

以上、会社の年末一時金要求に関する団体交渉拒否は、正当な理由がないものとして労働組合法第7条第2号に該当し、組合員に対する脱退勧奨は同条第3号に該当し、組合書記長の配置転換は同条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

記載上の留意事項

- ※1 労働委員会が救済命令を出す場合に、申立人は使用者に対してどのような行為をさせたいのか、又は禁止させたいのかについて、具体的に書いてください。
- ※2 申立人及び被申立人についての説明と、使用者の行った行為を具体的にわかりやすく書いてください。
- ※3 必要に応じて証拠（書証）を添付し、その証拠番号を甲第〇号証として引用してください。